

亀山市告示第198号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市産業建設部用地管理課に備え置いて、告示の日から2週間縦覧に供する。

令和3年11月16日

亀山市長 櫻井 義之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21715
- 3 路線名 本町線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
本町三丁目1115番1地 先から本町三丁目1116 番1地先まで	旧	23.00	最小	5.00
			最大	5.80
	新	23.00	最小	6.00
			最大	6.00

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21722
- 3 路線名 本町2号線
- 4 道路の区域

変更の区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)	
			最小	最大
本町三丁目800番6地先 から本町三丁目800番8 地先まで	旧	20.60	最小	1.90
			最大	2.30
	新	20.60	最小	6.00
			最大	6.20